

令和7年度 女性の職業選択に資する情報公表（女性活躍推進法第21条関係）

特定事業主名：津島市

令和8年7月31日公表

（１）職員の男女の給与の額の差異（令和7年度）

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	85.4%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	65.1%
全職員	67.2%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

- * 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	0%
本庁課長相当職	97.5%
本庁課長補佐相当職	96.2%
本庁係長相当職	88.7%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	104.1%
31～35年	94.3%
26～30年	91.7%
21～25年	91.0%
16～20年	90.8%
11～15年	98.8%
6～10年	79.3%
1～5年	67.4%

【説明欄】

- ・扶養手当について、世帯主となっている男性に支給している場合が多く、扶養手当の受給者に占める男性の割合は76.2%となっている。
- ・任期の定めのない常勤職員以外の職員について、女性職員に比べ男性職員に勤務時間が長い職員が多いため、給与の差異に表れている。

- * 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

(2) 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合（令和8年4月1日時点）

区分	令和8年度
管理的地位にある職員	33.1%

【説明欄】

- ・一般行政職における管理的地位にある職員に占める女性職員の割合は11.1%となっている。

(3) 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合（令和8年4月1日時点）

区分	令和8年度
本庁部局長・次長相当職	7.1%
本庁課長相当職	36.5%
本庁課長補佐相当職	46.3%
本庁係長相当職	46.4%

【説明欄】

- ・一般行政職における各役職段階にある職員に占める女性職員の割合は、本庁部局長・次長相当職0%、本庁課長相当職が14.3%、本庁課長補佐相当職が30.2%、本庁係長相当職が16.9%となっている。

(4) 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況
(令和7年度)

1. 男女別の育児休業取得率

(1) 常勤職員

区分	令和7年度
男性	45.5%
女性	100.0%

(2) 会計年度任用職員

区分	令和7年度
男性	—
女性	100.0%

2. 男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1週間未満	0%	0%	—	0%
1週間以上2週間未満	0%	0%	—	0%
2週間以上1月以下	20.0%	0%	—	0%
1月超3月以下	20.0%	12.5%	—	0%
3月超6月以下	40.0%	0%	—	100.0%
6月超9月以下	20.0%	6.3%	—	0%
9月超12月以下	0%	18.7%	—	0%
12月超24月以下	0%	18.7%	—	—
24月超	0%	43.8%	—	—

【説明欄】

- ・(2) 会計年度任用職員・男性については育児休業取得該当者がいない。

(5) 男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇取得率並びに合計取得日数の分布状況（令和7年度）

区分	令和7年度
配偶者出産休暇取得率	90.9%
育児参加のための休暇の取得率	72.7%
合計取得率	90.9%

区分	令和7年度
合わせて5日以上の子假を 取得した職員の割合	72.7%
平均取得日数	6.2日

(6) 職員の勤務時間の状況

1. 職員（管理職以外）一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を超えて命じられて勤務した時間

区分	令和7年度
内部部局等	12.1時間／月
内部部局等以外	6.5時間／月

2. 職員（管理職以外）に占める超過勤務の上限を超えた職員の割合

区分	令和7年度
内部部局等	17.7%
内部部局等以外	3.3%

【説明欄】

・「2. 職員（管理職以外）に占める超過勤務の上限を超えた職員の割合」は、令和7年度の職員数のうち、同年度中に一月でも超過勤務の上限（45時間／月）を超えた職員数の割合である。